



袋井市農業施設環境対策 代替エネルギー導入事業費補助金



○補助率：事業費用の1/4以内(上限50万円)

○対象：自然環境への負荷を低減する代替エネルギー等利用農業施設の導入

※「代替エネルギー等利用農業施設」とは、

太陽光、風力、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの)を熱源とする熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギーまたは電気ヒートポンプを利用した農業用施設。(例:ヒートポンプ、木質ペレットボイラー等)



申請者の条件

- (1)袋井市内に住所(主たる所在地)を有していること。※個人、団体を問いません。
- (2)農業を営んでいること。

※ご注意

令和7年度予算が無くなり次第、終了とさせていただきます。

同事業で国庫補助等、他の補助を受けている、受ける予定のある場合は補助金相当額を除いた額を対象といたします。

手続きの流れに関しては裏面へ→

補助申請の手続きについて

1. 申請前にまずご相談を！

下記連絡先にお問合せいただき、導入予定内容を担当者にお伝えください。
必要に応じて、必要書類の指示等させていただきます。

2. 市へ交付申請書を提出

次に掲げる申請書類を市へご提出ください。

提出書類

- 交付申請書
○設置工事の平面図及び配管図
○設置施設の仕様に係る資料(導入予定のカatalog等)

3. 市から交付決定通知を受領

補助対象となることが決定した旨を通知します。

4. 事業の実施

必ず交付決定通知を受け取った後、事業に着手してください。

5. 業者への代金支払い

事業実施後、業者への代金支払いを済ませてください。

6. 市へ事業実績報告書類の提出

次に掲げる実績報告書類を市へご提出ください。

提出書類

- 実績報告書
○設置工事完了写真
- 設置工事の完了平面図及び配管図
○設置工事に係る領収書

7. 市から交付確定通知を受領

補助金が確定した旨を通知します。

8. 補助金請求・お支払い

補助金の入金は、事業代金のお支払いの後になります。



お問い合わせ

袋井市役所 農政課 農業振興係

TEL:44-3133 FAX:44-3153 mail:nousei@city.fukuroi.shizuoka.jp